

< 公式声明 >

『生命の實相』『聖經甘露の法雨』は永遠に護られた！

東京地方裁判所 『生命の實相』
『聖經甘露の法雨』護持判決の歴史的意義！

平成27年4月1日
公益財団法人生長の家社会事業団

1. 違法複製物差止の判決に至る経緯と公正な裁き

生長の家社会事業団（以下当法人と略称）は宗教法人「生長の家」（以下教団と略称）のお守り『聖經甘露の法雨』について、信者各位の幸福を願い特別の恩典として教団が負担すべき印税を免除してまいりました。しかし、法律（公益法人認定法）の施行により、特定の団体に特別の利益を与えることが禁止され、公正に印税を収受して公益事業に資することが義務付けられ、無償での著作権使用許諾は終了しました。著作権を巡る先の裁判（最高裁において当法人の勝訴が確定）により教団が自ら「信頼関係を破壊」したこと（今回の東京地裁判決の認定）も著作権使用許諾を終了するに至る大きな要因となったことは言うまでもありません。

こうした事実経過があるにも関わらず、教団は、当法人が権利を永久に放棄しているという、あり得ない虚言を弄して、当法人の許諾を得ず、印税不払いのまま、お守り『聖經甘露の法雨』の複製頒布を不法に強行していました。また日本教文社は、当法人には『生命の實相』の内容（素材）の著作権がないという不当な強弁を行い、当法人と『生命の實相』の類纂である『生命の教育』の出版契約を締結することなく、印税不払いのまま複製頒布を継続してきたのです。

以上が、公正な審判を仰ぐべくやむなく訴訟に至った経緯であり、教団及び日本教文社の違法行為がそもそもの原因であることは火を見るより明らかであります。

平成27年3月12日、東京地方裁判所は、教団と日本教文社に対し、違法複製物（お守り『聖經甘露の法雨』、『生命の教育』）の複製、頒布を禁ずる旨の判決を言い渡し、翌日には教団への仮処分命令もなされました。これらの判決と仮処分命令は、既に確定した最高裁判所判決（日本教文社と教団が、当法人が正当に保有している著作権を違法に奪取せんとした虚説が否定され、当法人の勝訴が確定した判決）に沿った正当な判断に基づく厳粛な司法による公正な裁きであることは衆目の一致する所であります。

裁判所は、当然、教団及び日本教文社の主たる主張（虚説）を否定しております。判決では、教団側の主張はいずれも採用できないとし、教団側が自ら「信頼関係を破壊」する等の原因をつくった旨の判断を示し、当法人の主張・請求には全面的に正当性があると認定し判断されており、教団側に対して「違法複製物（『生命の教育』『お守り甘露の法雨』）の複製、頒布を禁ずる旨を命じました。

2. 著作権問題の本質

教団と日本教文社は、谷口雅春先生の御教えの根幹に係わる御著書30冊以上を、20年以上にわたり事実上の絶版（重版留保）としています（『神の真義とその理解』、『神示講義教の巻』等）。

谷口雅春先生の神誌ご掲載の原稿やご講演は、次々と編纂されて新刊書になっていましたが、これら人類の至宝ともいふべきご文章の数々も、平成4年から、日本教文社の取締役会での決定により、新刊発行が中止されたままです。

また、教団は、当法人及び光明思想社に対して、『生命の實相』神道篇古事記講義（古事記と日本国の世界的使命）の発行を妨害するという信じられない訴訟を起こしました（当法人側の全面勝訴が最高裁で確定）。まさに、谷口雅春先生のお説き下さった真理を真っ向から否定するという暴挙以外の何ものでもありません。

これらの客観的事実から、現在の教団と日本教文社には、谷口雅春先生の御教えの全相を歪みなく純粋に護り普及しようとする意図は全くなく、むしろこれを滅失し或いは「今の教え」なる奇怪な「まがい物」へと換骨奪胎し変質させようとする意図が明白に窺えます。

さらに、現在の教団は、谷口雅春先生の著作物に関する法的権利を自ら行使することを恣意的に怠っています。その結果、信徒が望んでやまない谷口雅春先生の聖典の数々を、読むことも手に取ることもできないようにしており、御教えの全相を隠蔽するとの意図のもと、出版許諾も出版そのものも拒否していることは明らかです。

今や、生長の家の信者は、教団の意図のもと事実上絶版になっている谷口雅春先生の聖典を拝読しようとしても、その著作権が教団に独占されたうえ教団が自ら出版も第三者への使用許諾もしていない現状では、誰も複製や頒布ができずそれら聖典の拝読ができないという異常事態を招来しているのです。（注、私的利用、適正な引用及び図書館における複製物提供等の著作権法に定める場合を除く）

3. 聖なる使命実現のために

これに対して、生長の家社会事業団は、谷口雅春先生から『生命の實相』『聖經甘露の法雨』等の著作権を託された尊い意義を自覚し、御教えの変質を目論む現在の教団側の思惑に抗して、先生の御教えの全相を永遠に護持する聖なる使命実現のために決然と立ち上がった次第です。

生長の家社会事業団は、昭和20年11月、創立者谷口雅春先生が、戦後復刊最初の『生長の家』誌同月号に「生長の家社会事業団の設立」との御文章を發表され、日本救国・世界救済の宗教的信念に基づき、国家社会救済の一大運動とする財団法人設立を提唱され、協力を呼びかけられるとともに、『生命の實相』（所収の神示、聖經甘露の法雨等を含む。）等の著作権を設立の基本資産として寄附行為されたことが創立の原点です。

谷口雅春先生は、『大和の国 日本』の「はしがき」におかれて「これ（生長の家社会事業団の設立）は戦後の生長の家人類光明化運動の発進宣言ともいふべき文章である」と明確に述べられています。

今日、創立者谷口雅春先生が御昇天されて早や三十年、先生の御警咳^{けいがい}に接し得た方々も次第に少なくなる中、谷口雅春先生の偉大なる御事績と御教えを正しく純粋に歪みなく後世に伝えることは、当法人設立者である谷口雅春先生のご恩に対して私どもが報いるうえでの最大の課題です。当法人創立にあたって尊師谷口雅春先生のお示しになられた上記の切なる御悲願に改めて回帰すべく、私どもは谷口雅春先生より託された聖なる使命実現のため一層邁進する決意であります。

公益財団法人生長の家社会事業団及び株式会社光明思想社は、著作権者及び出版権者として、信徒各位への谷口雅春先生著作物の実際の供給責任を有しておりますので、着々と聖典及び聖經の複製及び頒布を実施してきております。

既に、光明思想社からは『生命の實相』（新編『生命の實相』及びオンデマンド頭注版『生命の實相』）等の聖典及び聖經（お守り「聖經甘露の法雨」を含む各聖經）を謹製し頒布しているとおあり、今後も引き続き責任をもって出版活動を継続し谷口雅春先生の著作物の供給責任を永続的に果たして参りますので、どうぞご安心頂くとともに、信徒各位の皆様方に、これら出版物の一層のご活用と普及をお願いするものです。

記

本公式声明関係資料（ホームページでのリンク先を表示します。）

- 1．著作権に関する民事訴訟等の報告
（http://www.seichonoie-sj.jp/pdf/n201504_2.pdf）
- 2．平成27年3月12日付け東京地方裁判所判決
（http://www.seichonoie-sj.jp/pdf/n201504_3.pdf）
- 3．平成27年3月13日付け東京地方裁判所仮処分決定
（http://www.seichonoie-sj.jp/pdf/n201504_4.pdf）
- 4．平成27年3月13日付け生長の家教区教化部長等宛「違法複製物（お守り「聖經甘露の法雨」）の裁判所差止命令に関する重要通知書」
（http://www.seichonoie-sj.jp/pdf/n201504_5.pdf）